

平成 30 年 4 月 6 日

投資家の皆さまへ

アムンディ・ジャパン株式会社

「アムンディ・インドネシア・ファンド (愛称: ガルーダ)」

投資信託約款の変更 (予定) のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、追加型証券投資信託「アムンディ・インドネシア・ファンド (愛称: ガルーダ)」(以下、「ファンド」といいます。)につきまして、平成 30 年 6 月 16 日付で、下記の通り、投資信託約款の変更を行うことを予定しておりますので、お知らせいたします。

つきましては、法令に基づき、ファンドは平成 30 年 4 月 9 日時点の受益者(平成 30 年 4 月 6 日以降の取得申込および平成 30 年 4 月 5 日以前の解約申込は対象外となります。)を対象に、下記の日程で投資信託約款の変更に関する書面決議の手続きを行います。

なお、本決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。前記の議決権による賛成を得られなかった場合は、書面決議の議案内容の変更を行いません。

敬具

記

■議案

投資一任契約先および投資態度の一部変更に伴い、投資信託約款に所要の変更を行うものです。

■投資信託約款変更にかかる書面決議の手続きおよび日程

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| ① 議決権行使期間 | 平成 30 年 4 月 9 日～平成 30 年 5 月 10 日 |
| ② 書面決議の日 | 平成 30 年 5 月 11 日 |
| ③ 投資信託約款の変更予定日 | 平成 30 年 6 月 16 日 |

■書面決議の結果のお知らせ

平成 30 年 5 月 11 日の書面決議の結果を、同日、弊社ホームページにてお知らせいたします。
弊社ホームページアドレス <http://www.amundi.co.jp>

■留意事項

平成 30 年 4 月 9 日現在の受益者の方で、本議案にかかる議決権行使書面が郵送されてこない場合は、購入された販売会社の本支店等にご連絡ください。

■この件についてのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン
電話 0120-202-900 (フリーダイヤル) (委託会社の営業日の 9:00～17:00)

ファンドへのご投資にあたりましては、上記の事情を十分ご認識のうえ、ご判断いただきますようお願い申し上げます。

以上